

事業者の皆様へ

# 受動喫煙対策は 施設管理者等の義務となりました

改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されます。



多くの施設において  
屋内が原則禁煙に

20歳未満の  
立入禁止

20歳未満の方は  
喫煙エリアへ立入禁止に

喫煙室の  
設置が必要

屋内での喫煙には  
喫煙室の設置が必要に

標識掲示が  
義務付け

喫煙室には  
標識掲示が義務付けに

## 受動喫煙対策 福岡市の4つの取り組み



### 1 相談窓口で 事業者様をサポート

事業所の方や市民からの  
お問合せについてお答えします。

 **0120-270-210**

**受付期間** 2019年10月1日～  
2020年3月31日

**受付時間** 9時00分～18時00分  
(年末年始・土日祝を除く)



### 2 店舗・施設で使える 標識を無料で交付

標識交付方法: 郵送、下記窓口で交付します。WEBからも  
ダウンロードできます。詳細はWEBでご確認ください。



### 3 説明会を開催

2020年4月より施行される  
新制度についての説明と  
事業者が行うべき対策について、  
専門家による説明会を行います。  
詳細はWEBでご案内します。



### 4 既存特定飲食提供施設の 届出・受付窓口について

経営規模の小さな飲食店には、店内を喫煙可能と  
できる経過措置があります。

**受付期間** 2019年10月1日～  
2020年3月31日

**受付時間** 9時00分～18時00分  
(年末年始・土日祝を除く)

**受付場所** 福岡市中央区天神一丁目15-6綾杉ビル6F  
株式会社アイヴィジット内  
福岡市受動喫煙対策窓口



**福岡100**  
人生100年時代への  
チャレンジ

福岡市保健福祉局健康増進課

詳しい情報はこちらへ  
<https://www.city-fukuoka-jyudokitsuen.com/>

お電話でのお問い合わせは **0120-270-210**

福岡市受動喫煙対策事務局

福岡市受動喫煙対策事業



2020年へ向けて、原則屋内禁煙。喫煙には、事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要です。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。  
多くの人を利用する全ての施設において、**原則屋内禁煙**となります。

### 病院・学校

学校・児童福祉施設、病院・診療所、  
行政機関の庁舎等

2019年7月1日から  
「敷地内禁煙」です。

※屋外に喫煙場所を設置することも可能です。

### 飲食店

2020年4月1日から  
「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の  
設置も可能です。

### オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送  
事業船舶・鉄道、その他全ての施設

2020年4月1日から  
「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の  
設置も可能です。

## ▼ 飲食店についての経過措置 ▼

飲食店のみなさんは、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、経過措置があります。

- Q1 2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか？
- Q2 資本金または出資の総額5000万円以下ですか？
- Q3 客席面積は100㎡以下ですか？

1つでも「いいえ」

すべて「はい」

経過措置として選択可

※経過措置の適用には福岡市への届出が必要です。届出は裏面の4に記載の窓口へ

#### 店内禁煙



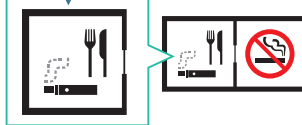
屋内禁煙

#### 喫煙のみ可



喫煙専用室設置

#### 飲食等も可



加熱式たばこ専用の喫煙室設置

#### 飲食可



店内での喫煙可

改正法の施行後に施設内での喫煙を可能にするためには、各種喫煙室の設置\*だけではなく、その運用に関しても様々なルールの遵守が必要となります。事業者のみなさんが喫煙室の検討を行う際には、以下のような事項に気をつけて、よく検討するようにしてください。\*省令で定める基準を満たす必要があります。詳細は最下段HPへ。



喫煙室の  
標識掲示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。



20歳未満は  
立入禁止

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。



従業員への  
受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。



違反時の罰則  
等の適用

義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

## 国の支援策について

受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置等にかかる財政・税制上の制度が整備されています。また、喫煙室の設置等に関する相談窓口や測定機器の貸出も行っています。

### [財政支援] 受動喫煙防止対策助成金

本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。

### [税制措置] 特別償却または税額控除制度

2021年3月31日までに、認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)または税額控除(7%)の適用を認めます。

詳しくは、  
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/support/>



### [受動喫煙防止対策] 相談支援

労働衛生コンサルタント等の専門家が、現在の喫煙状況、事業の内容、建物の構造といった職場環境に応じた適切な対策が実施できるよう、個別に相談・助言を行っています。

詳しくは、  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049989.html>



### [受動喫煙防止対策] 測定機器の貸出

職場における効率的な受動喫煙防止対策を行うために必要な測定機器として、デジタル粉じん計及び風速計の無料貸与を行っております。

詳しくは、  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049996.html>



詳しい情報はこちらへ  
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう! 望まない受動喫煙

